

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	学校教育法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	教育総務室	1頁
訓 令	三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規則の一部を改正する訓令	人材政策室	1頁
お知らせ	公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与室	2頁

規 則

学校教育法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布します。
平成十九年十二月二十六日

三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県教育委員会規則第十四号

(三重県教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第一条 三重県教育委員会事務局組織規則(昭和四十三年三重県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第六条に次の一号を加える。

十八 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第百三十条の規定による公立の専修学校の設置廃止等及び同法第百三十四条第二項において準用する同法第四条第一項の規定による公立の各種学校の設置廃止等の認可に関する事。

第七条第十九号中「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四条及び第八十二条の八」を「学校教育法第四条」に、「公立学校等の設置及び廃止等」を「公立学校の設置廃止等」に改める。

(学校教育法施行細則の一部改正)

第二条 学校教育法施行細則(昭和五十一年三重県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第二十三条第八号」を「第二十三条第九号」に改める。

第十二条中「第二十六条第二号」を「第二十六条第一項第三号」に改める。

第十四条中「第三十一条第一項(第四十条)」を「第四十条第一項(第四十九条)」に改める。

第十五条第一項及び第十七条中「第八十二条の八第一項」を「第百三十条第一項」に改める。

第十三号様式中「第23条第8号」を「第23条第9号」に改める。

第十六号様式中「第26条第3号」を「第26条第1項第3号」に改める。

第十九号様式中「第31条第1項」を「第40条第1項」に改める。

第二十号様式中「第82条の8第1項」を「第130条第1項」に改める。

(三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部改正)

第三条 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則(平成十四年三重県教育委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第二号中「第八十二条の三」を「第百二十五条」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年十二月二十六日から施行する。

訓 令

局 中 一 般
教 育 関 係 機 関

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年12月26日

三重県教育委員会教育長 安 田 敏 春

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程（平成8年教委訓第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2(1)の表第3号の項第1号中「第82条の8及び法第83条第2項」を「第130条及び法第134条第2項」に改め、同項第2号中「第82条の9」を「第131条」に改める。

別表第2(2)の表第9号の項中「第83条第2項」を「第134条第2項」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年12月26日から施行する。

お 知 ら せ

平成19年12月26日付け三重県公報号外に「公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則」が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十九年十二月二十六日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司
三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県人事委員会規則 第十五号
三重県教育委員会規則

公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の地域手当に関する規則（平成十八年 三重県人事委員会規則 第二号）の一部を次のように改正

する。

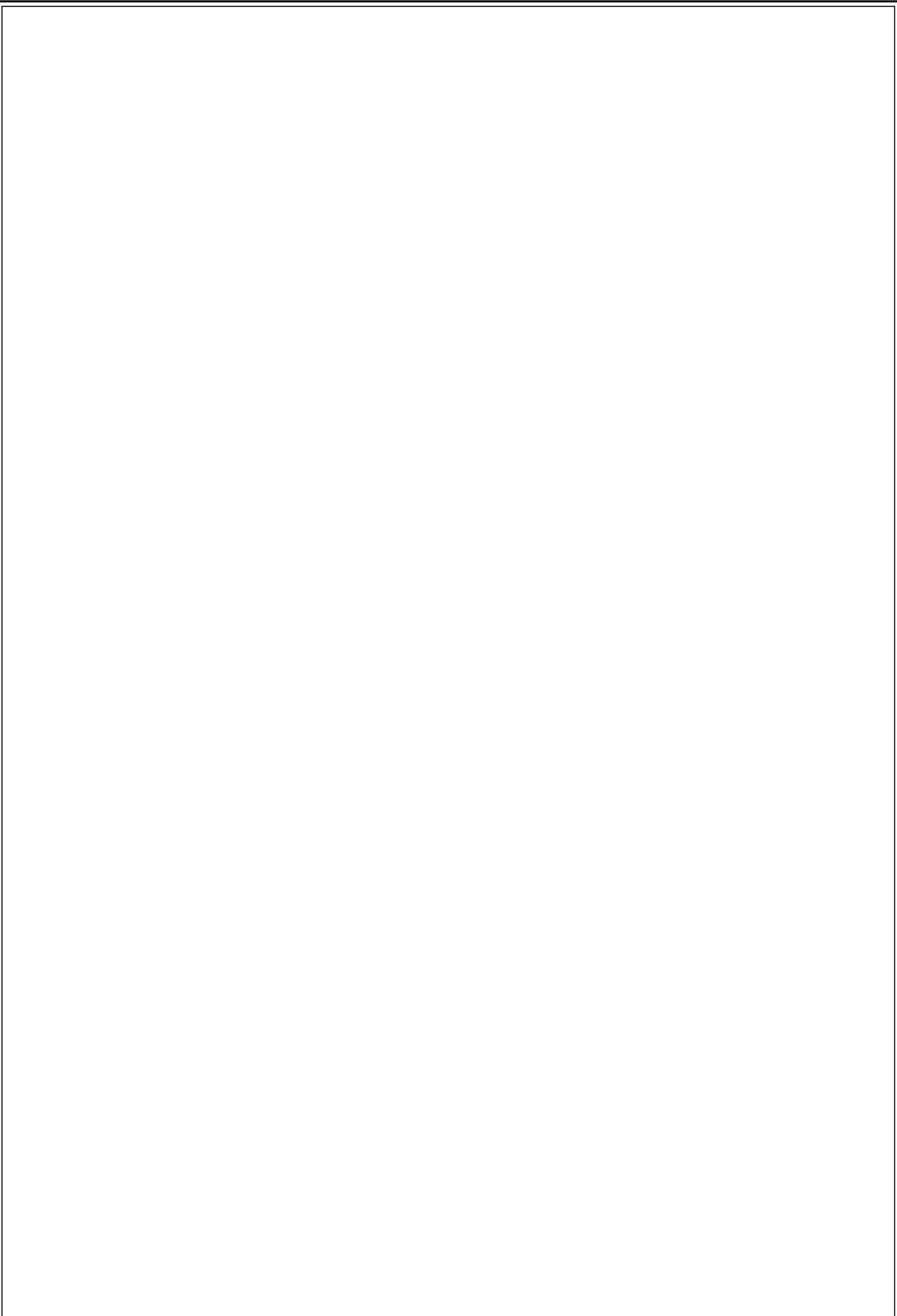
附則別表を次のように改める。


附則別表（附則第二項関係）

支給割合	支給地域
百分の十四・五	別に定める地域
百分の十二	
百分の十一	
百分の十	
百分の八・五	
百分の八	
百分の七・五	
百分の六・五	
百分の六	
百分の五・五	
百分の五	
百分の四・五	
百分の三	第三条第二項に掲げる地域
百分の二・九	
百分の二・五	
百分の二	別に定める地域

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の公立学校職員の地域手当に関する規則（以下「新規則」といふ。）の規定は、平成十九年四月一日（以下「適用日」といふ。）から適用する。
- 2 適用日からこの規則の施行の日の前日までの間において改正前の公立学校職員の地域手当に関する規則に規定する地域手当の支給割合に基づき公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定により適用日以後の分として支給された給与は、新規則に規定する地域手当の支給割合に基づく給与の内払とみなす。



 発行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印刷
有限会社第一プリント社